

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会といい、外国に対しては、
H y o g o P r e f e c t u r e V o l l e y b a l l A s s o c i a t
i o n (略称「HVA」という)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議
によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、兵庫県におけるバレーボール界を統括し代表する団体として、
バレーボール競技の普及及び振興を図り、もって児童青少年の健全な育成及
び県民の心身の健全な発達に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目
的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 各種バレーボール競技会の開催及び運営に関すること
- (2) バレーボールに関する各種講習会の開催及び運営に関すること
- (3) バレーボールに関する指導員、審判員及び判定員の養成並びに派遣に関すること
- (4) 公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という）に加盟し、同協会
の事業に参画すること。
- (5) 公益財団法人兵庫県体育協会に加入し、同協会の事業に参画すること。
- (6) バレーボールに関する地域・グループの育成・強化に関すること
- (7) バレーボール大会に使用する器具・用具の管理に関すること
- (8) バレーボールの宣伝啓発を図ること
- (9) バレーボールに関する刊行物の発行及び販売に関すること
- (10) 本条に定める事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業
- (11) その他、この法人の目的達成のために必要と認められる一切の事業

第3章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、評議員会の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める経理規程による。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対象表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所10年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、評議員会において、決議について特別の利害関係人を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員6名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会代表者とする。

3 評議員は、理事及び監事を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次に該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人または関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体

を含む。以下同じ)の業務を執行する者または使用人

- 4 外部委員以外の評議員選定委員会の委員は、評議員、監事及び事務局員の中から各1名を互選によって選任する。
- 5 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。
- 6 前条の評議員会代表者に事故あるとき、または欠けたときは、これに代わる評議員会代表者を評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

(任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第16条 評議員の報酬は、評議員会において定める金額及び報酬等の支給基準に従って支給する。

第5章 評議員会

(構成)

- 第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 評議員に対する報酬の額及び支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項
(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後 3 か月内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 21 条 会長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記した書面または電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会代表者がこれに当たる。

(定足数)

第 23 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提

案について、議決に加わることのできる評議員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 28 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 35 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち次の役職を置く。なお、以下の者は常任理事とする。

(1) 会長 1 名

(2) 副会長 3 名以内

(3) 専務理事 1 名

(4) 業務執行理事 10 名以内

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。また、前項の専務理事をもって同法上の代表理事とすることができる。

(役員を選任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 副会長は、会長の職務を補佐、補完する。

4 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長がこれに当たる。

5 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長及び代表理事として選定された専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 28 条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 33 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えられないと認められるとき

(役員に対する報酬)

第 34 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 業務執行の決定
- (4) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 名誉会長及び参与の選任及び解任
- (6) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(招集)

第 37 条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第 2 項の理事会においては、副会長の中から議長を選出する。

(定足数)

第 39 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が決議の省略について異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 42 条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会の議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 8 章 常任理事会

(常任理事会)

第 44 条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び業務執行理事をもって構成する。

(開催時期)

第 45 条 常任理事会は、必要に応じ開催する。

(職務)

第 46 条 常任理事会は、理事会の委任を受けた事項に関する審議ならびに法人の運営および執行に関する重要事項を審議する。

(招集)

第 47 条 常任理事会は会長が招集する。

第 9 章 名誉会長、参与

(名誉会長)

第 48 条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、名誉職とし、この法人に対し多大かつ特段の貢献をした者、または著しい功績を挙げた者とする。

3 名誉会長は、理事会において選任する。

4 名誉会長は、次の職務を行なう。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 5 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うのに要する費用を支払うことができる。

(参与)

第49条 この法人に参与若干名を置くことができる。

- 2 参与は、名誉職とし、この法人に永年に亘り貢献し、またはこの法人が認める功績を挙げた者とする。
- 3 参与は、理事会において選任する。
- 4 参与は、次の職務を行なう。

(1) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 5 参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うのに要する費用を支払うことができる。

第10章 本部・委員会

(本部・委員会)

第50条 この法人は事業を推進するために、理事会の決議により、本部を設け、その中に委員会を設置することができる。

- 2 本部の部長及び委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 本部及び委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第51条 この法人は事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長を置き、必要により所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の運営に対して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

- (5) 財産目録
- (6) 役員の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第12章 加盟団体

(加盟)

第53条 次に掲げる団体でこの法人の趣旨に賛同するものは、理事会の決議を経て加盟団体となることができる。

- (1) 各地方協会を代表するバレーボール協会
- (2) 全県的に組織されたバレーボール競技団体

2 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める加盟団体規程による。

(資格の喪失)

第54条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第55条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の同意を得なければならない。

(除名)

第56条 この法人の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為のあったとき

第13章 登録

(登録)

第 57 条 この法人に加盟を希望するチームの責任者はそのチームの登録を、JVA及びこの法人の定める様式に従い、その所属する連盟を通して完了しなければならない。

2 登録に関する定めは、JVAの定めによるものとする。

(個人登録)

第 58 条 この法人に加盟したチームの構成員は各自の登録を、JVA及びこの法人の定める様式に従い、完了しなければならない。

第 1 4 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 59 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 60 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 61 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 5 章 公告の方法

(公告)

第 62 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(設立者の氏名及び住所)

1. この法人の設立者の氏名、住所及び設立に際して拠出する財産は、次のとおりである。

神戸市中央区吾妻通四丁目 1 番 6 号

兵庫県バレーボール協会

拠出する財産 金 5 0 0 万円

(設立時評議員)

2. この法人の最初の評議員は次に掲げるものとする。

安達 和彦・川西 詔夫・佐々木勇二・白井 和彦・田淵 治男・常峰恵美・
豊田 稔・林 叔子・的場 文夫・松岡 秀美・溝渕 渉・光田 豊茂

(設立時理事、代表理事及び監事)

3. この法人の最初の理事、代表理事及び監事は次に掲げるものとする。

設立時理事

赤井 倫大・芦田 光巨・稲垣 秀樹・岩本斗糸子・梅崎 康彦・榎谷
昌彦・大坪 信次・大淵 真一・岡崎健一郎・喜田 宗宏・紀谷 丈一・
久保田 章・熊谷美由紀・倉世古哲司・児島 廣幸・小林 隆洋・佐伯
陽子・瀬戸川 孝・竹内 新一・田村 隆・野崎 耕造・藤田 浩毅・
藤原 和典・古井 敏・堀 高德・前川 智・松上 麻美・吉竹
滝博・湯浅 常由・安谷 佳高・山内 康史・山本 清和・渡辺 正直・
輪違 雅司

設立時代表理事

小野 善晴

設立時監事

清水 利仁・笹倉 隆一

(最初の事業計画)

4. この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条に関わらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

5. この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から2022年3月31日までとする。

(法令の準拠)

6. 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(2020. 12. 10 追加)

役員候補者の選考に関する規程

第1章 目的

第1条 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会（以下「この法人」という）の定款28条・29条に基づく役員を選任にあたり、役員候補者の選考に関して必要な事項を定める。

第2章 会長候補者選考委員会の設置

第2条 この法人は、会長の任期満了または辞任に伴う次期会長候補者の選考にあり、会長候補者選考委員会（以下「会長選考委員会」という）を設置する。

2 会長選任委員会は、次期会長の選考時まで存続するものとする。

3 会長選考委員会の委員は次の通りとし、理事会で選任する。

- (1) 連盟選出の参与3名以内
- (2) 公益財団法人日本バレーボール協会の役員1名
- (3) 理事2名(地区選出の理事と外部有識者)
- (4) 監事1名

4 会長選考委員会には、委員の互選により、委員長を置く。

(会長選考委員会の開催)

第3条 会長選考委員会は、必要に応じ適宜開催する。

2 会長選考委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は、会長が招集する。また、他の委員が招集することを妨げない。

3 会長選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長にやむを得ない事由により欠席する場合は、出席委員の互選により議長を定める。

4 会長選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

5 議決は出席者の過半数以上の賛成による。

6 会長選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

(会長候補者の選考基準)

第4条 会長選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、会長候補者を選任しなければならない。

- (1) この法人の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それ

らの推進に相応しい人格を有していること

(2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはバレーボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること

(3) 遵法精神に富んでいること

(4) 理事会に、原則として出席できる見通しであること

(会長候補者の選考)

第5条 会長選考委員会は、会長の任期満了に伴う場合、会長の任期満了日の3か月前の末日までに次期会長候補者を選考し、理事会に答申すること。

2 会長選考委員会は、会長の辞任に伴う場合は理事会において定める期日までに会長候補者を決定し、理事会に答申する。

3 答申された会長候補者が、否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。

4 委員が会長候補者となる場合は、当該委員は、議決に参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第3章 役員候補者選考委員会の設置

第6条 この法人は、役員の任期満了に伴う次期役員候補者の選考にあたり、前条の手続きを経た後、役員候補者選考委員会（以下「役員選考委員会」という）を設置する。

2 役員選考委員会は、次期役員の選任時まで存続するものとする。

3 役員選考委員会の委員は、会長選考委員会の委員および次期会長候補者とする。

4 役員選考委員会の委員長は、次期会長候補者とする。

(役員選考委員会の開催)

第7条 役員選考委員会は、理事会への答申を行うため必要に応じ適宜開催する。

2 役員選考会議は委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

3 役員選考会議の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない事由により欠席する場合は、出席委員の互選により議長を定める。

4 役員選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

5 議決は出席者の過半数以上の賛成による。

6 役員選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない

(役員候補者の選考基準)

第8条 役員選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、役員候補者を選任しなければならない。

- (1) この法人の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有していること
- (2) 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはバレーボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること
- (3) 遵法精神に富んでいること
- (4) 一年度内の理事会に、概ね3分の2以上出席できる見通しであること
- (5) 推薦対象者が外部有識者である場合には、独立性を保ちつつ、スポーツおよびバレーボールの発展のための建設的な意見を提示することができる者であること

(役員候補者の決定)

第9条 役員選考委員会は、役員改選を行う評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に候補者を決定し、理事会に答申する。

2 会長を除く役員候補者は、次のとおりとする。

- (1) 理事候補者10名以上34名以内
- (2) 監事3名以内

3 役員候補者には、地区バレーボール協会及び各バレーボール連盟に属する者が一定程度含まれているものとする。

4 理事候補者には、外部有識者が一定程度含まれているものとする。

5 答申された役員候補者が、否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。

6 委員が役員候補者となる場合は、当該委員は、議決に参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

1. この規程は2022年12月10日から施行する。

(2022. 12. 10 追加)

加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会定款第53条第2項により、一般財団法人兵庫県バレーボール協会（以下「この法人」という）の加盟団体及び登録に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 定款第53条第1項に定める加盟団体は（以下「加盟団体」という）、次の通りとする。

(1) 各地区協会を代表するバレーボール協会（以下「加盟地域協会」という）

- ①阪神バレーボール協会
- ②神戸バレーボール協会
- ③東播バレーボール協会
- ④西播バレーボール協会
- ⑤丹有バレーボール協会
- ⑥但馬バレーボール協会
- ⑦淡路バレーボール協会

(2) 全県的に組織されたバレーボール競技団体（以下「加盟連盟」という）

- ①兵庫県実業団バレーボール連盟
- ②兵庫県クラブバレーボール連盟
- ③兵庫県大学バレーボール連盟
- ④兵庫県高等学校体育連盟バレーボール専門部
- ⑤兵庫県中学校体育連盟バレーボール競技部
- ⑥兵庫県小学生バレーボール連盟
- ⑦兵庫県ママさんバレーボール連盟
- ⑧兵庫県ソフトバレーボール連盟
- ⑨兵庫県ビーチバレーボール連盟
- ⑩兵庫県ヤングバレーボール連盟

(加盟)

第3条 定款第53条により、新たにこの法人の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類をこの法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 規約及び加盟競技団体の場合にはその競技者規程等
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業計画書及び当該年度予算者

(脱退)

第4条 定款第55条により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 加盟団体が第2条の資格を失ったとき、定款第54条により、理事会の決議を経てこれを除名することができる。

(チームの登録)

第5条 定款第13章第57条、第58条により、県内に所在するバレーボールチームの登録は、各加盟連盟に所属するものにより有効とする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、2022年12月10日から施行する。

コンプライアンス規程

(目的及び基本方針)

第1条 この規定はJVAの定めるコンプライアンス規程に準拠し、この法人におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図ると共にコンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための運営方式を定める。

2 この法人は兵庫県におけるバレーボール界を統括し代表する団体としてコンプライアンスを最優先の重要課題の一つとして認識し、バレーボール及びビーチバレーボールの普及・振興を図り、会務推進及び競技運営にあたるものとする。

3 この規定の適用対象者は、次のこの法人の関係者とする。

会長を含む評議員、理事、監事、名誉会長、参与、委員会委員、加盟団体（連盟・協会）の役員、この法人並びにJVAに登録された指導員、審判員、判定員等資格保持者、個人あるいはその属するチーム

(委員会の設置及業務)

第2条 この法人の委員会規定第1条第1項第1号の定めに基づき、コンプライアンス（法令遵守）を遂行・統括することを目的として倫理本部の中にコンプライアンス委員会を設置する。

2 委員会はこの法人の関係者の法令違反行為に関する情報の受け入れ窓口及びJVAコンプライアンス委員会との連絡窓口とする。

3 委員の中から互選でJVAコンプライアンス委員会との窓口としてのコンプライアンス連絡員を置かねばならない。また、コンプライアンス連絡員を委員会の委員長に推薦する。

4 委員会の招集は委員会規定第5条2項に縛られることなく、事態発生時に遅滞なく委員会を開催することができる。

注：規定第5条第2項 委員長は、委員会の招集につき、その日時、場所及び議題を、開催日の2週間前までに事務局に通知しなければならない。

5 委員会の結果を、常任理事会・理事会へ報告すると共に、コンプライアンス連絡員を通じJVAコンプライアンス委員会に報告せねばならない

(義務)

第3条 この法人の関係者は、コンプライアンス精神を尊重し、JVAコンプライアンス規程第2章第6条（禁止事項）に掲げる法令違反行為をしてはならない。

- 2 この法人の関係者は、この法人の関係者による法令違反及びその疑いある行為を見聞した場合は遅滞なく本委員会へ報告せねばならない。

(処罰)

第4条 この法人の関係者が法令違反行為を行った場合は、この法人のコンプライアンス委員会において処分を決議し、その結果を常任理事会に報告して決定するものとする。

- 2 処分は、違反行為を起こした個人に加えて、その所属するチーム等に対しても科することができる。

- 3 処分の種類は JVA コンプライアンス規程第 5 章処罰第 21 条懲戒処分並びに第 22 条両罰規程に準ずるものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021 年 4 月 1 日）から施行する。

評議員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会（以下「この法人」という）における評議員会の議事の方法に関する事項について定め、評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成及び権限)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

第3条 監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。理事は、評議員会に出席することができる。

2 この法人の事務局職員は、理事、監事を補助するため、評議員会に出席することができる。

3 評議員会は必要に応じ、前各項以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(招集)

第4条 評議員会は、評議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(招集の通知)

第5条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(欠席)

第6条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ会長に対して、その旨

を通知しなければならない。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、定款第22条の規定の定めによる。

(出席状況の報告)

第8条 議長は開会を宣言した後、議事に入る前に評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

(議題の審議順序)

第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第10条 議長は議題を付議した後、理事に対し当該議題に関する事項の報告または議案の説明を求めるものとする。理事は議長の許可を受けた上で、事務局職員ほかの補助者（以下「補助者等」という）に報告または説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を求めるものとする。

(説明義務者)

第11条 理事及び監事は、評議委員会において、評議員から求められた特定の事項について説明を求められた場合にはその事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、次条に定める場合は、この限りではない。

2 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者等に説明させることができる。

(説明の拒絶)

第12条 理事または監事は、質問が次の各号に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 質問が重複する場合
- (3) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(定足数)

第13条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(採決)

第14条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、定款第24条に基づき行う。

- 2 決議に係る出席評議員の賛否の意思表示は、挙手又は記名式投票の何れかによるものとする。
- 3 議長は決議が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(延期または続行)

第16条 評議員会を延期または続行する場合は、評議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会または続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項で議長に一任した場合、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知する。
- 4 延会または続会の日は、最初の評議員会の日より2ヶ月以内に定めなければならない。

(閉会)

第17条 議長は、すべての議事を終了したとき、または延期もしくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、定款第27条の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録は、この法人の事務所に10年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第19条 議長は、評議員会の議事の内容及びその結果につき、欠席した評議員に対し報告しなければならない。

(規程の変更)

第20条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

1 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月1日）から施行する。

理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会（以下「この法人」という）における理事会の議事の方法に関する事項について定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成及び権限)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 この法人の事務局職員は、理事、監事を補助するため、理事会に出席することができる。また、必要に応じその意見を述べまたは説明をすることができる。

2 理事会は必要に応じ、前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として6月、9月、12月、及び3月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、または理事会を招集することができる。

(招集の通知)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して書面または電磁的方法により発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ第5条に定める招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、当該理事会に出席した副会長の中から議長を選出する。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項の議長に事故があるときに準ずる。

(出席状況の報告)

第9条 議長は開会を宣言した後、議事に入る前に理事及び監事の出席状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

(決議の方法)

第10条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合においては、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。
- 5 決議に係る出席理事の賛否の意思表示は、挙手又は記名式投票の何れかによるものとする。

(事後承認)

第11条 会長は、第2条第1項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

(報告)

第12条 会長及び業務執行理事は、定例理事会において、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、定款第43条により、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面または電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録する。

- 3 決議について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名と決議事項を議事録に記載する。
- 4 当該理事会の議長及び出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 5 議事録は、この法人の主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月1日）から施行する。

本部・委員会規程

(本部・委員会の設置)

第1条 定款第50条の定めにより、この法人に次の本部を置き、その中に次の委員会を置く。また、会長が必要と認めた場合各本部の中に、若しくは独立して特別委員会を設けることができる。

- (1) 倫理本部
 - ①コンプライアンス委員会
- (2) 業務推進本部
 - ①総務委員会
 - ②財務委員会
 - ③事業委員会
- (3) 大会運営本部
 - ①競技委員会
 - ②審判委員会
- (4) 指導本部
 - ①指導普及委員会
 - ②強化・一貫指導委員会

(本部・委員会の職務)

第2条 各本部は、第1条に規定する委員会を設置し、理事会の承認を得て、この法人の業務を専門的に分掌執行する。

(本部・委員会の構成)

第3条 各本部には本部長を置き、必要により副本部長を置くことができる。

各委員会は、委員長1名、委員若干名で構成する。

- 2 前項の委員長及び委員は、本部長の推薦により理事会の承認を得て会長が委嘱する。

なお、本部長は各委員長及び委員の推薦にあたり各地区協会・連盟の意見を聞くこととする。

- 3 各委員会には、必要に応じて、委員の互選により副委員長及び主事若干名を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 各委員会の委員長及び委員の任期は、定款第32条第1項に準ずるものとする。

(委員会の招集)

第5条 各委員会は、必要に応じて、それぞれの本部長の承認を得て、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の招集につき、その日時・場所及び議題を、事前に事務局に通知しなければならない。

3 事務局は、必要に応じて関係役員・委員長等に、委員会開催の旨を通知する。

(会長等の出席)

第6条 会長・副会長・該当本部以外の本部長・当該本部の他の委員会委員長及び事務局長は、必要に応じて各委員会に出席することができる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

1 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月1日）から施行する。

本部・委員会の業務分担

(倫理本部)

コンプライアンス

J V Aの定めるコンプライアンス規程に準拠しコンプライアンスに関する意識の向上に関すること
コンプライアンスを円滑かつ効果的に運営すること

(業務推進本部)

総務 この法人の定款、諸規定の改廃の立案に関すること
医事に関すること
広報に関すること
その他、他の委員会に属さない一切の事項

財務 会計に関すること、及び財政運用に関すること

事業 実行委員会が設置される主催又は主管する各種大会に関すること

特別 会長が必要と認めたこと

(大会運営本部)

競技 この法人の競技に関する年間計画に関すること

この法人が主催する各種大会の

- ① 競技要項及び競技日程に関すること
- ② エントリー並びに抽選会議に関すること
- ③ 使用球の検査並びに配布に関すること
- ④ 参加章、メダル、カップ、ディプロマ等に関すること
- ⑤ その他、競技運営に関する一切の事項

各チーム・役員・選手の登録に関すること

J V A競技委員会との連絡調整に関すること

審判 この法人の審判並びに技術統計判定に関する研修並びに運用に関すること

この法人が主催又は主管する各種大会の審判員並びに技術統計判定員の人選とその運用に関すること

J V A審判規則委員会並びに情報企画委員会との連絡調整に関すること
公認審判員並びに技術統計判定員の選定・推薦に関すること

(指導本部)

指導普及 この法人が主催又は主管する指導者講習会、公認コーチの登録等、県内におけるバレーボール競技の指導普及に関すること

J V A指導普及委員会との連絡調整に関すること

強化・一貫指導 この法人の強化費の配分に関すること

県内登録各チームの強化対策に関すること

小・中・高・大・ヤングの指導者の連携を密にし、一貫指導体制の確立に関すること

事務局規程

(目的)

第1条 この規定は一般財団法人兵庫県バレーボール協会の定款第 51 条に基づきこの法人の事務局の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局業務の外部委託)

第2条 この法人は理事会の議決を得て、事務局業務の一部又は全部を外部に委託することができる。

(組織及び職務)

第3条 この法人の事務局に事務局長を置き事務職員を置くことができる。

- 2 事務局長は事務局の事務全般を掌理し、処理する。
- 3 事務職員は事務局長の命を受けて所掌業務を処理する。

(所掌業務)

第4条 事務局の所掌業務は次のとおりとする。

- (1) この法人の年間活動スケジュールの作成
- (2) 評議員会、理事会の議案の作成等準備及び運営の業務
- (3) 評議員会、理事会及び会長が必要と認めた会議の議事録の作成
- (4) この法人の経理処理全般
- (5) その他この法人の運営等に係る業務

(事務の委託)

第5条 事務局長が必要と認める場合は、会長の承認を得て所掌事務の一部を外部委託することができる。

(経理)

第6条 この法人の経理業務は別に定める経理規程による。

(文章による処理)

第7条 事務の処理は、文章により行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は原則として事務局が立案し、会長の承認を得て実施する。

(緊急を要する場合の決済)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の判断で処理することができる。

きる。ただしこの場合、事務局長は遅滞なく会長に報告し承認を得なければ
ならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月
1日）から施行する。

経理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会（以下「この法人」という）の経理についての基準を定め、すべての会計取引を正確かつ迅速に処理し、収入及び支出の状況並びに財政状態を把握するとともに、事業活動の効率的運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、この法人が主催、主管する大会並びに事務局及び各本部が実施する会議・委員会等の経理業務のすべてについて適用する。

(内部統制の確立)

第3条 経理記録の正確性及び信頼性を確保し、経理に関する不正、誤謬等を防止するため、職務を適切に分割し業務を相互に牽制するための内部統制システムを構築しなければならない。

(事業年度)

第4条 この法人の事業年度は、定款第8条に定めるところにより、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理の原則)

第5条 この法人の経理は法令、定款及びこの規程の定めによる。

(区分経理)

第6条 この法人の会計区分は、必要により事業別に区分する。

(予算)

第7条 この法人の事業は予算に基づいて実施する。

2 予算は事業計画に基づいて編成する。

(経理業務の範囲)

第8条 経理業務の範囲は次の各号とする。

- (1) 予算に関する事項
- (2) 資金の調達及び運用に関する事項
- (3) 資金の出納に関する事項

- (4) 固定資産及び物品に関する事項
- (5) 調達に関する事項
- (6) 会計帳簿に関する事項
- (7) 決算に関する事項
- (8) 税務に関する事項
- (9) その他、経理に関する事項
(経理責任者)

第9条 経理責任者は、事務局においては事務局長、各本部においては本部長、主催、主管大会においては大会実行委員長とする。

第2章 予 算

(収支予算)

第10条 予算は、毎事業年度の事業計画に基づく収入及び支出を計上する。

2 予算は、原則として当該事業年度限りとする。

(収支予算の編成)

第11条 収支予算は、毎事業年度開始前に代表理事が編成し、理事会の議決を経て確定する。

2 代表理事は収支予算の編成にあたり、その事務を事務局長に行わせるものとする。

(収支予算の施行)

第12条 収支予算の施行者は代表理事とする。

2 代表理事は収支予算の施行にあたり、その事務を事務局長に行わせるものとする。

3 事務局長は必要な指示を付して各本部長・大会実行委委員長にこれを配賦する。

4 各本部長・大会実行委員長は、配賦を受けた予算について、その範囲内で適正に、かつ経済性に留意して施行するとともに、常にその施行状況を把握しなければならない。

(予算の調整)

第13条 事務局長は、必要がある場合には、配賦予算について追加または削減することができる。

(予備費の計上)

第 14 条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(収支予算の補正)

第 15 条 予算を変更する必要がある場合は、補正予算を編成する。

2 補正予算は、代表理事が編成し、理事会の議決を経て確定する。

(暫定予算)

第 16 条 予算編成がやむを得ない理由により遅延したときは、代表理事は理事会の議決を経て、前年度の予算の範囲内で暫定予算を施行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 3 章 資 金

(資金の種類)

第 17 条 現金及び預金を資金とする。

2 現金とは、通貨、郵便為替証書等、随時通貨に引き換えることができる証書をいう。

3 預金とは、銀行預金などの金融機関に預けるものとする。

4 有価証券は、資金に準じて取り扱うものとする。

(預金の名義)

第 18 条 資金を金融機関に預け入れる場合は、代表理事の名義とする。

2 代表理事が必要と認めた場合は、認められた名義で預け入れることができる。

(金融機関取引印章)

第 19 条 金融機関との取引印章は前条により代表理事を原則とし、取引印章の保管及び出納に関する押印は第 20 条に定める出納責任者とする。

(資金出納責任者)

第 20 条 資金の出納、保管について出納責任者を置く。

(資金出納)

第 21 条 事務局に収納または支払いを要するときは、証憑書類（請求書、領収証等）を添付する。

(入金の確認)

第 22 条 現金の受け入れ、預金通帳、銀行振込通知書等により入金の確認を行う。

(受領書)

第 23 条 入金に対し受領書を発行する。ただし、銀行振込による入金で、相手方からの申し出がないとき等の場合は受領書の発行を省略することができる。

(支払方法)

第 24 条 支払いは原則として銀行振込みとする。ただし、支払い方法を指定された場合はその方法によることができる。

(仮払金)

第 25 条 業務においてやむを得ず現金支払いを必要とする場合、仮払金を設定することができる。仮払金は、使用後速やかに精算しなければならない。

(領収証)

第 26 条 支払いにあたっては、支払いの金額及び所要の事項を記載した領収証を相手方から受け取らなければならない。

2 やむを得ない事由により、正式の領収証を受け取ることができない場合は、支払証明書をもって領収証に代えることができる。

3 銀行等金融機関への振込による支払いに際しては、当該金融機関の領収証あるいは振込通知書等をもって領収証に代える。

(残高の確認)

第 27 条 定期的に、現金の残高及び預金の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

(有価証券)

第 28 条 この法人が保有できる有価証券は、公債、社債、貸付信託及びこれに準ずるものとする。

(現金・有価証券の保管)

第 29 条 現金・有価証券は、安全な方法により、保管に万全を期さなければならない。

第 4 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 30 条 固定資産とはこの法人が保有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

(1) 基本財産 基本財産として定めた有価証券、定期預金等

(2) 特定資産 特定費用準備資金、 特定資産取得・改良資金 退職給付引当資産、 減価償却引当資産、 全国大会記念大会積立資産、 その他この法人特定事業充当目的積立資産

(3) その他固定資産

土地、建物、建物付属設備、車両運搬具、差入敷金、什器備品等（原則として取得価格 10 万円以上で耐用年数 1 年以上のもの）

（固定資産の価額）

第 31 条 固定資産の価額は次のとおりとする。

(1) 購入、製作または工事により取得したものは、取得に要した経費を取得価額とする。

(2) 交換により取得したものは、時価または交換に供した資産の帳簿価額を取得価額とする。

(3) 受贈により取得したものは、時価を取得価額とする。

（固定資産の運用・活用）

第 32 条 固定資産は、効果的な運用と有効かつ適切な活用を図るものとする。

2 特定資産のうち特定費用準備資金及び特定の資産の取得または改良に充てるために保有する特定資産取得・改良資金の取り扱いについては別に定める。

3 特定資産の繰入または取崩については理事会の議決により行う。

4 その他固定資産の取得については、所管する事務局長または本部長の承認を受けるとし、適正な価額で購入しなければならない

（固定資産の管理）

第 33 条 固定資産の管理は、帳簿管理及び現物管理とする。

2 前項の帳簿管理は事務局長が行い、現物管理は各本部長が行う。

3 事務局長は、固定資産台帳を設けて固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を作成し、固定資産の管理を行わなければならない。

4 各本部長は、固定資産を常に良好な状態において現物管理しなければならない。

（現物調査）

第 34 条 各本部長は、所管の固定資産につき、毎事業年度末に現物調査を行い、その結果を事務局長に報告する。

（固定資産の処分）

第 35 条 所期の使用目的に供しなくなった固定資産のうち、転用または活用の見込み

がないものについては、事務局長に届け出た上で適正な廃棄処分を行う。

(減価償却)

第36条 固定資産の減価償却については、毎事業年度末に次の方法により行う。

(1) 有形固定資産については定率法による。

(2) 無形固定資産については定額法による。

2 耐用年数及び償却率は法人税法の定めるところによる。

第5章 物 品

(物品)

第37条 物品を分けて貯蔵品、備品及び消耗品とする。

(物品の管理)

第38条 物品管理責任者は各本部長とする。

2 物品管理責任者は、固定資産に準じて物品台帳を設け、その記録及び管理を行わなければならない。

(現物棚卸)

第39条 物品管理責任者は、毎事業年度末及び必要の都度、現物の棚卸を行い、物品台帳と照合を行わなければならない。

第6章 調 達

(調達)

第40条 調達は、公正な取引によらなければならない。

2 調達にあたっては、円滑な事業活動に資するとともに、透明性の確保及び経済性に留意し効率的な調達に努める。

(市場及び取引先の調査)

第41条 事務局及び各事業本部は調達にあたり、市場の状況及び取引先の信用、経験、技術、大会にあっては安全管理についても調査し、調達の万全を期する。

(検収)

第42条 購入または借り入れ物品の受入は納品伝票等に基づく検品によりその受入を確認する。

- 2 役務の提供、工事の完了は調達担当者等の検収によりその受入を確認する。

第7章 会計帳簿

(会計帳簿)

第43条 事務局は、会計帳簿及び会計管理諸表を備え付ける。

- 2 会計帳簿とは合計残高試算表及び資金出納表をいう。
3 会計管理諸表は、諸勘定内訳表ほか勘定明細の記録を行うため必要により設ける。

(予算管理表)

第44条 各本部長は、本部予算の進捗状況ほかを管理する。

- 2 事務局は、必要により各本部予算進捗状況を理事会に報告する。

(勘定の記帳)

第45条 勘定の記帳は、入金、出金または振替取引の決定日をもって行う。ただし、年度決算にかかるものは決算日付とする。

(勘定の照合)

第46条 定期的に資金出納帳の金額と合計残高試算表の金額との一致を確認する。

(保存期間)

第47条 会計帳簿の保存期間は10年以上とする。

第8章 決算

(収支決算)

第48条 収支決算は、定款第10条第1項の定めにより行い、定時評議員会の議決を経て確定する。

- 2 代表理事は収支決算の作成にあたり、その事務を事務局長に行わせるものとする。

(決算整理)

第49条 事務局は、決算期日において、必要な勘定整理を行う。

(決算諸表の作成)

第50条 事務局は、次の決算諸表を作成する。

- (1) 貸借対照表及びその附属明細書
(2) 正味財産増減計算書及びその附属明細書

(3) 財産目録

第9章 雑 則

(規程の変更)

第51条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(指示及び指導)

第52条 事務局長は、第1条の目的を達成するため各本部長に対し、経理に関する適切な指示を行う。

2 各本部長は、所管する本部の経理について各委員会及び委員に適切な指導を行う。

(附則)

1 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月1日）から施行する。

旅 費 規 程

(2022. 4. 1 修正)

(2024. 4. 1 修正)

(会議・委員会)

第1条 この法人が招集する各種会議及び委員会の出席者には、合理的な経路による交通実費及び日当 1,500 円を支給する。ただし、その会議の開催時間が4時間を超えた場合の日当は 3,000 円を支給する。

(主催競技会)

第2条 この法人が主催する競技会に出務する競技役員には、合理的な経路による公共交通機関の交通実費及び日当 3,000 円を支給する。

第2条の2 前2条による交通実費を支給する場合において、荷物運搬等公共交通機関の利用にそぐわない場合においては、車賃を支給する。

(主管競技会)

第3条 この法人が主管する競技会については、当該大会の実行委員会において、旅費支給額を決定する。

(研修会等)

第4条 この法人の役員が、第三者主催の会議・研修会等に出席する場合及び会長の命を受けて全国大会等を視察する場合は、次の旅費を支給する。

- (1) 日 当 1日につき 4,000 円 (市内交通費を含む)
- (2) 宿泊費 1泊につき 10,000 円
- (3) 交通費 居住地から目的地までの合理的な公共交通機関往復運賃

(全国大会)

第5条 この法人が、全国大会に派遣するブロック推薦審判員には、第4条に定める交通費を支給する。

第5条の2 宿泊費については、領収書を添え請求があった場合は、第4条に定める宿泊費の額を限度として、その実費を支給する。

(受講料等)

第6条 受講料等を必要とする場合は、別途その実費を支給する。

(旅費不支給)

第7条 旅費の支給にあたり、その主催者が旅費を負担する場合は、それに係るこの規定に定める旅費は支給しない。

第7条の2 旅費の支給については、車賃等その他詳細については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)を準用する。

(規程の変更)

第8条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

この規程は2024年4月1日より実施する。

参考資料

昭和二十五年法律第百十四号

国家公務員等の旅費に関する法律(抜粋・県協会適応)

(旅費の種類)

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

(鉄道賃)

第十六条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- 一 その乗車に要する運賃
 - 二 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - 四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。
- 一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの
 - 二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの

- 3 第一項第四号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第十七条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(航空賃)

第十八条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第十九条 車賃の額は、一キロメートルにつき三十七円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。また金額についても、十円位未満については、これを切り上げる。

旅費規程の変更補足

変更点

- ・ 大会開催日など、その当日において目的地に到着しなければならない時間において、最寄駅からの公共交通機関がない場合や、大会用具を運搬する場合など、自動車を使用する以外に方法がない場合に限り、自動車の使用を認め1キロメートルにつき37円を車賃として支払う。

(公共交通機関があるにもかかわらず、自己都合により自動車を使用した場合には適用しない。)

この場合における距離数の計算は、自宅から目的地までを有料道路を利用するなど、最も効率的と思われる経路を電子地図などにより会計担当において積算するものとする。

なお、距離数の計算において、1キロメートル未満の端数が生じた場合はキロメートル単位に切上げ、また車賃の計算においても10円位未満切上げとする。

また、自動車使用の場合においては、上記以外に有料道路料金や駐車料金は支払わない。

- ・ 阪神方面～三宮方面へ往来する場合、ＪＲ・阪急・阪神電車のいずれの使用も認める。

ただし、往路・復路ともに同一経路とする。

また、当初認定された経路は、ダイヤ変更があった場合などを除き、変更は認めない。

変更がないところ

- ・ 目的地を通り過ぎた経由地を利用する、目的地と反対方向にある経由地を利用する経路は認めない。

(姫路方面からグリーンアリーナ神戸に行く場合、ＪＲ新長田以東の経由地から地下鉄を利用する場合や、阪神方面から広島・福岡などへ行く場合に新幹線新大阪駅を経由する経路は認められない。)

褒 賞 規 程

(全国大会出場祝金)

第1条 この法人の登録チーム、又はその構成員のみによる選抜チームが、下記の全国大会に出場する場合は、5,000円の祝金を贈る。

(1) 9人制

全日本実業団男女選手権大会、全国ママさん大会、全日本クラブカップ男女選手権大会、全日本総合男女選手権大会

(2) 6人制

天皇杯・皇后杯全日本選手権セミファイナルラウンド、全日本高校男女選手権大会、全国高校定時制・通信制大会、全日本クラブカップ男女選手権大会、全日本小学生大会・全日本中学校選手権大会

(3) ビーチ

全日本ビーチバレー高校選手権大会、全日本ビーチバレージャパン、ジャパンレディース、全日本ビーチバレー大学選手権大会

2 国民体育大会出場チームには、県体協からの補助金国体選手強化事業費の配分で対処する。

(優勝等祝金)

第2条 この法人の登録チーム、又はその構成員のみによる選抜チームが第1条に定める全国大会に出場し、

(1) 優勝した場合は、1万円

(2) 同一大会に3年連続優勝した場合は、3万円

(3) 同一大会に5年連続優勝した場合は、5万円の祝金を贈る。

2 毎年3月開催予定の評議員・理事・委員会合同会議に、前記に該当するチームの代表を招待し、顕彰状を添え上記祝金を贈呈する。

3 Vプレミアリーグファイナルラウンドで1位又は2位になったチームには顕彰状を贈呈する。なお、この定めは他府県登録であっても本県でホームゲームを開催するVプレミアリーグ参加チームにも適用する。

(規程の変更)

第3条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

- 1 この規定は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月1日）から施行する。

負 担 金 規 程

(負担金支給対象)

第1条 この法人と連盟が共管で、スポンサーのついた冠大会以外の全国大会、又は近畿大会を開催する場合は、この法人が開催地負担金の一部を負担することができる。

2 共管とは、大会開催要項の主管欄に本会と連盟が併記されている場合をいう。

(負担額)

第2条 負担する額については、当該連盟理事長がこの法人会長と合議の上、予算書を大会開催前年末迄に事務局に提案する。

2 大会開催前年末迄に提案がない場合は、この会の負担は必要ないものと判断する

3 この法人が負担する額の上限は、連盟が負担する額の $\frac{1}{2}$ とする。

(支出の時期)

第3条 第2条により決定した負担額の二分の一は、大会開催60日前迄に支出する。

2 残額は第4条による決算報告のこの法人理事会の承認後30日以内とする。

第1条、第2条により負担金の支出承認した後決算で剰余金が生じた場合は、この法人会長と連盟理事長が合議の上、配分案を理事会に提案し、その承認を得て決定する。

(決算報告書の提出)

第4条 第2条により負担金支出の決定を受けた連盟は、大会終了後60日以内に決算報告書に証憑の写しを添えてこの法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

1 この規定は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日(2021年4月1日)から施行する。

慶 弔 規 程

(海外派遣の餞別)

第1条 この法人に登録したチーム、又はその構成員のみによる選抜チームが、JVA・近畿連盟及びこの法人等の推薦を受け、海外に派遣される場合は、10万円の餞別を贈る。

(役員 of 海外派遣)

第2条 この法人の役員が、JVAの海外派遣選手団の団長として随行する場合は5万円、その他の役員として随行する場合は3万円の餞別を贈る。

(連盟の顕彰祝賀会)

第3条 連盟がその所属するチームの功績を讃え、特別に祝賀会を開催する場合は、5万円を限度として、祝金・顕彰の楯等を贈る。

(連盟等の設立祝賀会)

第4条 各地区協会及び連盟が、その設立を祝う祝賀会を開催する場合は、設立後10年ごとの祝賀会に限り、3万円の祝金を贈る。

(オリンピック等参加選手)

第5条 この法人に登録したチーム、及び県内に所在地を置くチームの構成員が、全日本チームの一員として、オリンピック大会・世界選手権大会・ユースオリンピック大会、及びユニバーシアード大会に出場する場合に限り、3万円の餞別を贈る。

(審判員の海外派遣)

第6条 この法人に所属する審判員が、JVAの推薦により、海外で実施される国際審判員の資格取得講習会に派遣される場合は、3万円の餞別を贈る。

(役員等に関する弔意)

第7条 この法人の役員等に関する弔意については、以下のように対処する。

(1) 役員及びその配偶者の場合、盛花(又は楯)を、この法人名で依頼する。

(2) 役員とその配偶者・子及び親の場合は、弔電を、この法人会長名で発信する。

(その他の場合)

第8条 JVA及び近畿連盟、その他会長が必要と認めた場合、この規定に各条に準じて慶弔の意を表すものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

- 1 この規定は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月1日）から施行する。

大会誘致分担金規程

(大会誘致分担金)

第1条 兵庫県内の各市町村又は団体等が大会を誘致する場合、その誘致開催を希望する団体は、その大会を誘致するに際し、この法人が要した経費の全額を負担するものとする。

(規程の変更)

第2条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

- 1 この規定は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の日（2021年4月1日）から施行する。

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会（以下「この法人」という）が、寄付の申し入れ者（以下「寄付者」という）から金銭またはその他の財産（以下「寄付金等」という）の給付を受ける場合の取り扱いについて定め、財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における寄付金とは、寄付者がこの法人の行う目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規定においてその他の財産とは、寄付者がこの法人の行う目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下寄付物品等という）で金銭以外のものをいう。

(寄付の申し入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄付者からこの法人に対し寄付の申し入れがあったときは、寄付内容を確認しなければならない。

2 前項の申し入れを受ける場合には、代表理事の承認を受けなければならない。また、寄付が重要な財産の場合は理事会の承認を得なければならない。

3 寄付の申し入れを受けることになったときは、当該寄付者に連絡するとともに、書面により寄付の申し入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

- ① 寄付者の住所・氏名
- ② 寄付金の額・金銭の種類（現金、現金同等物その他）
- ③ 寄付物品・固定資産の量・種類等
- ④ 寄付金については、その用途が限定されていない寄付金またはその用途が特別に指定されている寄付金かの区分を記載する
- ⑤ その他の必要事項

5 寄付金または寄付物品等を受領したときは、寄付者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄付受け入れの制限)

第4条 次の各号に該当する条件が付されている寄付金は、受け入れることができないものとする。

- (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (2) 寄付金等により得られた成果を寄付者に譲渡し、または使用させること
- (3) 寄付者の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること
- (4) 寄付の申し入れ後、寄付者がその意思により寄付金等の全部または一部を取り消しすることができること
- (5) 寄付金を受け入れることにより著しい経費の負担をともなうこと
- (6) その他代表理事がこの法人の運営上、特に支障があると認める条件

(寄付金または寄付物品等の使途)

第5条 第3条第4項による使途が特別に指定されている寄付金または寄付物品等は、寄付者の指定に従い使用する。

(寄付金の使途の変更)

第6条 寄付の目的を達成し、残額が生じることにより、使途を変更して寄付金を使用するときは、寄付者に意思を確認の上、代表理事がその使途を定める。

(寄付金の事務処理手続)

第7条 寄付金をこの法人の基本財産として扱う場合には、評議員会の決議を得なければならない。

(寄付物品等の事務処理取扱)

第8条 寄付物品等については、この法人の経理規程に定める手続に従い処理するものとする。

2 寄付された固定資産を基本財産として扱う場合には、評議員会の決議を得なければならない。

3 寄付された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、資産管理台帳等に記載しなければならない。

4 固定資産で登記を要するものについては、寄付者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、一般財団法人兵庫県バレーボール協会の設立の登記の日（2021 年 4 月 1 日）から施行する。

一般財団法人兵庫県バレーボール協会（以下この法人）が主催（含共同主管）
する大会の大会役員等の編成基準

標記大会の大会役員等の編成基準については、公益財団法人日本バレーボール協会（以下 JVA）の競技要項の主要役員等の編成基準に準拠し以下の通り定める。

この法人が主催あるいは会場地と共催し、この法人が直轄する全国大会あるいは近畿大会の県予選大会に関しては下記の第 1 編成基準とする。

会場地とは、この法人と大会を共同主管する連盟又は協会を指す。

対象大会は下記の通り

国民体育大会男女県予選大会・兵庫県民スポーツ大会、天皇杯・皇后杯
全日本バレーボール選手権大会兵庫県ラウンド、日本スポーツマスターズ男女県予選大会、9 人制社会人男女西ブロック優勝大会県予選大会、
9 人制全日本総合男女選手権大会県予選大会、

なお、標記の大会であっても県予選大会等すべてを会場地が運営する大会においては、この法人の会長が認めた場合は第 2 編成基準で編成することができる。

以下の大会は本来会場地の主催とはなっていないが、実質会場地が単独で主管しているので、第 2 編成基準を適用する。

ビーチバレー高校選手権大会、ビーチバレー中学校選手権大会、県中学校バレーボール男女優勝大会

今後同様の事案の大会が生じた場合はその編成に関し、この法人と会場地の間で協議するものとする。

<第 1 編成基準>

名誉会長 開催経費について援助を得ている団体がある場合には、その長を委嘱することができる。

この法人の名誉会長（上記団体の長が名誉会長に就任する場合

	は、名誉副会長に委嘱する)
名誉副会長	上記団体の関係者で就任を希望し、この法人の会長が適当と認めた者 (名誉会長が不在の場合は名誉会長に委嘱する。)
顧問	この法人の顧問、会場地の副会長、会場地の顧問、この法人の会長が適当と認めた者
参与	この法人の参与、会場地の参与
会長	この法人の会長
副会長	この法人の副会長、会場地の会長
委員長	この法人の専務理事
副委員長	この法人の本部長、この法人の事業委員長、会場地の理事長
委員	この法人の理事、会場地の理事
競技委員長	この法人の競技委員長
競技副委員長	会場地の競技委員長他
審判委員長	この法人の審判委員長
審判副委員長	会場地の審判委員長他
総務委員長	この法人の総務委員長
総務副委員長	この法人の総務副委員長、会場地の総務委員長他

注1 この法人の関係の大会顧問、参与、委員以外については、個人氏名を記載する。

注2 共同主管団体が、この法人に所属する連盟又は協会でない場合は、会場地の役員に準じて配慮する。

注3 大会副会長、顧問、参与及び委員への委嘱については、開催経費の援助を受けている団体から要望があり、この法人の会長が適当と認めた

場合は、委嘱することができる。

- 注4 役員表に個人氏名を記載した役員については、委嘱・依頼状を会長名で作成し、この法人のホームページに掲載する。関係者は必要に応じホームページからダウンロードする。
- 注5 招待状を発行する場合は、の法人の会長名、または開催経費の援助を得ている団体の長との連名とする。
- 注6 この法人の顧問、参与に対する告知が必要な場合は、招待状で対応する。また、名誉会長、会長並びに副会長には総務委員長が郵送あるいはメールで委嘱状を送付する。
- 注7 大会役員の旅費支給対象者は、個人氏名記載者全員とする。

<第2編成基準>

名誉会長	開催経費について援助を得ている団体がある場合には、その長を委嘱することができる。 会場地の名誉会長（上記団体の長が名誉会長に就任する場合は、名誉副会長に委嘱する）
名誉副会長	上記団体の関係者で就任を希望し、会場地の会長が適当と認めた者 (名誉会長が不在の場合は名誉会長に委嘱する。)
顧問	会場地の副会長、会場地の顧問、会場地の会長が適当と認めた者
参与	会場地の参与
会長	会場地の会長
副会長	会場地の副会長
委員長	会場地の理事長
副委員長	会場地の副理事長、会場地会長が適当と認めた者
委員	会場地の理事、会場地の会長が適当と認めた者
競技委員長	会場地の競技委員長
競技副委員長	会場地の競技副委員長他

審判委員 会場地の審判委員長
長

審判副委 会場地の審判副委員長他
員 長

上記以外の競技役員は、会場地での人選とする。

注8 会場地関係の大会顧問、参与、委員以外については、個人氏名を記載する。

注9 主管団体が、本会に所属する連盟又は協会でない場合は、会場地の役員に準じて配慮する。

注10 大会副会長、顧問、参与及び委員への委嘱については、開催経費の援助を受けている団体から要望があり、会場地の会長が適当と認めた場合は、委嘱することができる。

注11 役員表に個人氏名を記載した役員については、委嘱・依頼状を会長名で送付する。

注12 招待状を発行する場合は、会場地の会長名、または開催経費の援助を得ている団体の長との連名とする。

注13 会場地の顧問、参与に対する告知が必要な場合は、招待状で対応する。

注14 大会役員の旅費支給対象者は、個人氏名記載者全員とする。

附記

その他の近畿大会以上の下記大会に関しては、実行委員会を設置し上部団体や主管団体等と協議の上編成する。

1 JVA が主催あるいは共催する全国大会

本県においてこの法人が主管する場合は、大会組織委員会あるいはJVA・全国加盟団体との協議によって決定する。

2 近畿バレーボール連盟が主催する近畿大会

近畿6人制並びに9人制バレーボール総合選手権大会（9人制に関しては現在本県での開催予定なし）

主催；近畿バレーボール連盟、共催：スポーツニッポン新聞社
天皇杯・皇后杯全日本選手権大会近畿ブロック大会

主催：JVA、共催：近畿バレーボール連盟
国民体育大会近畿ブロック大会

次の団体が主催：（公財）日本スポーツ協会、近畿6府県スポーツ協会、近畿6府県教育委員会、近畿バレーボール連盟

3 Vリーグ

ホームチームにより運営形態が異なるので実行委員会にて協議し編成する。

附記

この編成基準は2022年12月10日から施行する。